

昭島市工事請負契約等における現場代理人常駐義務の緩和措置
に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、昭島市（以下「市」という。）が発注する工事請負契約及び修繕契約（以下「工事等」という。）において、建設業者等の受注機会の拡大を図るため、昭島市工事請負契約約款及び昭島市修繕契約約款で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 工事等の受注者（以下「受注者」という。）は、工事等の現場が同一の場所で密接な関連性のある工事等であるとき、又は工事等が次の各号のいずれにも該当するときは、現場代理人を兼任させることができる。ただし、当該各号に該当する場合の兼任にあつては、1人の現場代理人が兼任することができる工事等は、2件までとする。

- (1) 市発注の工事等であり、かつ、工事等の現場がいずれも市内であること。
- (2) 兼任する工事等における当初の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が、1件あたり4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。

2 市は、前項の規定にかかわらず、施工の難易度又は内容により兼任が困難であると判断したときは、現場代理人の兼任を認めないものとする。

(施工管理)

第3条 受注者は、現場代理人を兼任させるときは、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、双方の監督員と常に連絡が取れる体制を確保するものとする。

(契約変更)

第4条 受注者は、第2条第1項各号に該当する場合として同項の規定による現場代理人を兼任させる工事等において、契約変更が生じたことにより、当該兼任に係る工事等の契約金額が同項第2号に定める金額を上回る場合であっても、引き続き兼任させることができる。

(兼任の届出)

第5条 受注者は、第2条第1項各号に該当する場合として同項の規定による現場代理人の兼任を希望するときは、現場代理人兼任届（別記様式）を、

工事等を主管する課（以下「工事主管課」という。）に提出しなければならない。この場合において、兼任する工事等の工事主管課が異なる場合は、当該兼任に係る工事等以外の工事請負契約書の写し、位置図及び工程表を添えて、それぞれの工事主管課に提出するものとする。

（兼任の解除）

第6条 市長は、兼任に係る工事等に関して、虚偽の申請又は受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認められる場合は、当該兼任を取り消すことができる。

（その他）

第7条 この基準に規定するもののほか、工事等における兼任について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。